

令和 3 年第 1 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第1号	八千代市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の 制定について	1 頁
議案第2号	八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	3 頁
議案第3号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	5 頁
議案第4号	八千代市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例 の制定について	1 7 頁
議案第5号	八千代市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	2 1 頁
議案第6号	八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	2 3 頁
議案第7号	八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について	2 7 頁
議案第8号	八千代市児童会館条例を廃止する条例の制定について	2 9 頁
議案第9号	令和2年度八千代市一般会計補正予算（第12号）	3 1 頁
議案第10号	令和2年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予 算（第4号）	3 1 頁
議案第11号	令和2年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（ 第6号）	3 1 頁
議案第12号	令和2年度八千代市水道事業会計補正予算（第3号）	3 1 頁
議案第13号	令和2年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第 2号）	3 1 頁
議案第14号	令和3年度八千代市一般会計予算	3 1 頁
議案第15号	令和3年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算	3 2 頁
議案第16号	令和3年度八千代市介護保険事業特別会計予算	3 2 頁
議案第17号	令和3年度八千代市墓地事業特別会計予算	3 2 頁
議案第18号	令和3年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算	3 2 頁

議案第19号	令和3年度八千代市水道事業会計予算	32頁
議案第20号	令和3年度八千代市公共下水道事業会計予算	32頁
議案第21号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度八千代市一般会計補正予算(第11号))	33頁
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	35頁

議案第1号

八千代市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市総合計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

八千代市総合計画審議会条例（昭和44年八千代市条例第37号）の一部を
次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 総合計画の推進に関する事項
- (3) 総合計画の効果検証に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項第1号に規定する事項について諮問があったときは、調査
審議の上、市長に答申しなければならない。

第3条第1項中「20人」を「21人」に改め、同項第2号中「6人」を「
4人」に改め、同項第3号中「11人」を「10人」に改め、同項に次の1号
を加える。

- (4) その他市長が必要と認める者 4人以内

第4条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「および」を
「及び」に改め、「置き」の次に「，」を加え、同条第3項中「ある」を「
あるとき、又は会長が欠けた」に改める。

第5条中「市長の諮問に応じ」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、前条第1項の規定により互選される前に招集される会議は、市長
が招集するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

総合計画審議会の所掌事務として総合計画の効果検証に関する事項等を加える等のため、条例を改正いたしたい。

議案第2号

八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例（平成25年八千代市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「令和2年4月1日」を「令和3年4月1日」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「100分の1」を「100分の0.5」に改め、同項第2号中「100分の2」を「100分の1.5」に改め、同項第3号中「100分の2.5」を「100分の2」に改め、同項第4号中「100分の7」を「100分の6.5」に改め、同項第5号中「100分の8」を「100分の7.5」に改める。

第4条第1項第1号中「100分の7」を「100分の6.5」に改め、同項第2号中「100分の8」を「100分の7.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における一般職員の給料の特例を定めるため、条例を改正いたしたい。



議案第 3 号

八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市手数料条例の一部を改正する条例

八千代市手数料条例（平成 1 2 年八千代市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 2 号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表及び第 4 4 号の表において「登録省エネ判定機関等」という。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合の款共同住宅等の建築物全体（住戸部分に係る認定の申請に対する審査を同時に行う場合を含む。）の項第 2 号中「アからカ」を「アからキ」に改め、同号イ中「2, 0 0 0 平方メートル」を「1, 0 0 0 平方メートル」に、「2 7, 7 0 0 円」を「1 6, 9 0 0 円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの
2 7, 7 0 0 円

第 2 条第 4 2 号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 5 条第 1 項

に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表及び第44号の表において「登録省エネ判定機関等」という。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合の款住宅以外の用途のみに供する建築物（以下この表において「非住宅建築物」という。）の項第2号中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「27,700円」を「16,900円」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,700円

第2条第42号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表及び第44号の表において「登録省エネ判定機関等」という。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合の款複合建築物の建築物全体（住戸部分に係る認定の申請に対する審査を同時に行う場合を含む。）の項第2号中「アからカ」を「アからキ」に改め、同号イ中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「27,700円」を「16,900円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

- ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,700円

第2条第42号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項

に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表及び第44号の表において「登録省エネ判定機関等」という。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合の款複合建築物の建築物全体（住戸部分に係る認定の申請に対する審査を同時に行う場合を含む。）の項第3号中「アからカ」を「アからキ」に改め、同号イ中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「27,700円」を「16,900円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
27,700円

第2条第42号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款共同住宅等の建築物全体（住戸部分に係る認定の申請に対する審査を同時に行う場合を含む。）の項第2号中「アからカ」を「アからキ」に改め、同号イ中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「186,300円」を「143,300円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
186,300円

第2条第42号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び第44号の表において「省令」という。）

第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるものの項中「によるもの」の次に「)」を加え、同項第2号中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「141,000円」を「107,000円」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 141,000円

第2条第42号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款非住宅建築物（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの以外のもの）の項第2号中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「397,500円」を「310,200円」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 397,500円

第2条第42号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款複合建築物の建築物全体（住戸部分に係る認定の申請に対する審査を同時に行う場合を含む。）の項第2号中「アからカ」を「アからキ」に改め、同号イ中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「186,300円」を「143,300円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 186,300円

第2条第42号の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネ判定機関等により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款複合建築物の建築物全体（住戸部分に係る認定の申請に対する審査を同時に行う場合を含む。）の項第3号中「アからカ」を「アからキ」に改め、同号イ中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「397,500円」を「310,200円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
397,500円

第2条第44号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合判定に対する審査の部中

「

	省令第1 条第1項 第1号ロ によるも の	1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 229,000円 (2) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 299,000円 (3) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 360,000円 (4) 25,000平方メートル以上のもの 422,000円
--	-----------------------------------	---

<p>省令第1条第1項第1号ロによるものの以外のもの</p>	<p>省令第1条第1項第1号ロによるもの</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 510,000円</p> <p>(2) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 629,000円</p> <p>(3) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 743,000円</p> <p>(4) 25,000平方メートル以上のもの 848,000円</p>
--------------------------------	--------------------------	--

を

<p>省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物の全部又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び同項に規定する住宅部分（以下この表において</p>	<p>省令第1条第1項第1号ロによるもの</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 25,000円</p> <p>(2) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 36,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 92,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上</p>
--	--------------------------	---

<p>「住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下この表において同じ。)の非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵又は処理に</p>		<p>10,000平方メートル未満のもの 139,000円 (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 173,000円 (6) 25,000平方メートル以上のもの 214,000円</p>
<p>供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する用途に供する建築物(以下この表において「工場等」という。)</p>	<p>省令第1条第1項第1号口によるものの以外のもの</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 29,000円 (2) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 41,000円 (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 98,000円 (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 146,000円 (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円 (6) 25,000平方メートル以上のもの 223,000円</p>
<p>工場等以外の建築物</p>	<p>省令第1条第1項第1号口</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p>

<p>によるもの</p>	<p>(1) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 107,000円</p> <p>(2) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 141,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 229,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 299,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 422,000円</p>
<p>省令第1条第1項第1号ロによるものの以外のも</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>(1) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 277,000円</p> <p>(2) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 357,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 510,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上</p>

		10,000平方メートル未満のもの 629,000円
	(5)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 743,000円
	(6)	25,000平方メートル以上のもの 848,000円

に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同部認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合（当該認定の申請に係る部分が誘導すべきエネルギー消費性能を有するものとして国土交通大臣が定める方法による場合を含む。）の款中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）」を「非住宅部分」に改め、同項第2号中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「26,000円」を「16,000円」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円

第2条第44号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合（当該認定

の申請に係る部分が誘導すべきエネルギー消費性能を有するものとして国土交通大臣が定める方法による場合を含む。)の款建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分(以下この表において「住宅部分」という。)の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分(以下この表において「住宅部分」という。)」を「住宅部分」に改め、同部認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同款非住宅部分の項省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)によるものの目第2号中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「367,000円」を「284,000円」に改め、同目中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,000円

第2条第44号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款非住宅部分の項省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるものの目第2号中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「145,000円」を「110,000円」に改め、同目中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,000円

第2条第44号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の部中「非住宅部分及び住宅部分を有する建築物(以下この表において

「複合建築物」という。)」を「複合建築物」に改め、同部備考1中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同部備考2中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同部備考3中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の部中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の部中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同部認定の申請に係る建築物が、登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合（当該認定の申請に係る部分が備えるべきエネルギー消費性能を有するものであることを確かめることができるものとして国土交通大臣が認める方法による場合を含む。）の款非住宅部分の項第2号中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「26,000円」を「16,000円」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円

第2条第44号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物が、登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款非住宅部分の項省令第1条第1項第1号イによるものの目第2号中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「367,000円」を「284,000円」に改め、同目中第6号を第7号とし、第3号から第5号まで

を1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,000円

第2条第44号の表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の部認定の申請に係る建築物が、登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの以外のものである場合の款非住宅部分の項省令第1条第1項第1号ロによるものの目第2号中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「145,000円」を「110,000円」に改め、同目中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第2条第42号及び第44号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に基づく事務について徴収する手数料について適用し、同日前になされた申請に基づく事務について徴収する手数料については、なお従前の例による。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 4 号

八千代市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 1 9 日 提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
八千代市ふるさと応援基金条例（平成 2 9 年八千代市条例第 3 号）の一部を
次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条第1項）

事業	内容
ともに支え合い健やか でいきいきと過ごせる まちづくり	子育て支援，障害者支援，高齢者支援，保健，医療，社会保険に関する事業その他の本市の福祉を充実させるための事業
豊かな心と文化を育む まちづくり	教育，生涯学習，文化，スポーツ，レクリエーションに関する事業その他の本市の教育，文化等の発展を促すための事業
安心・安全に暮らせる まちづくり	市民相談，消費生活，防災，交通安全，防犯，上下水道に関する事業その他の本市での安心安全な暮らしを守るための事業
快適で環境にやさしい まちづくり	市街地及び住環境の整備，交通及び道路環境の整備，環境保全，一般廃棄物に関する事業その他の本市の住環境等を維持し，又は向上させるための事業
産業が元気なまちづくり	農業，商工業，労働環境に関する事業その他の本市の産業を維持し，又は活性化させるための事業

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

第5次総合計画の策定に伴い基金の対象事業を改めるため、条例を改正いたしたい。



議案第5号

八千代市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

八千代市自転車の放置防止に関する条例（昭和61年八千代市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「それに要した費用」を「手数料として1台につき2,000円に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改め、同条第2項を削る。

第14条中「。）」の次に「又は原動機付自転車等（原動機付自転車及び同法第3条に規定する普通自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のものに限り、側車付きのものを除く。）をいう。以下同じ。）」を加える。

第16条中「手数料」の次に「（第13条に規定する手数料を除く。）」を加える。

別表第2中「原動機付自転車」を「原動機付自転車等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第13条の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する費用について適用する。

提案理由

放置自転車の移動及び保管に要する費用の収納の事務を私人に委託する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第6号

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例

八千代市介護保険条例（平成12年八千代市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「28,470円」を「31,080円」に改め、同項第2号中「37,020円」を「40,410円」に改め、同項第3号中「42,710円」を「46,620円」に改め、同項第4号中「51,250円」を「55,950円」に改め、同項第5号中「56,940円」を「62,160円」に改め、同項第6号中「65,490円」を「71,490円」に改め、同号ア中「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（令第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう）」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする）」に改め、同項第7号中「74,030円」を「80,810円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第8号中「85,410円」を「93,240円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第9号中「91,110円」を「99,460

円」に改め、同項第10号中「96,800円」を「105,680円」に改め、同項第11号中「108,190円」を「118,110円」に改め、同項第12号中「119,580円」を「130,540円」に改め、同項第13号中「130,970円」を「142,970円」に改め、同項第14号中「136,660円」を「149,190円」に改め、同項第15号中「142,350円」を「155,400円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,090円」を「18,650円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,090円」を「18,650円」に、「22,780円」を「24,870円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,090円」を「18,650円」に、「39,860円」を「43,520円」に改める。

第11条第2項中「支払に係る月の前前月の15日」を「支払日前7日」に改める。

第12条中「並びに」を「及び」に改め、「属する者」の次に「(以下「第1号被保険者等」という。)」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第1号被保険者等の所得につき地方税法第317条の2第1項に規定する申告書(当該第1号被保険者等の全てが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項に規定する給与支払報告書又は同条第4項に規定する公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

附則第2条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第4条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号

アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を定める等のため、条例を改正いたしたい。

議案第7号

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月19日提出

八千代市長 服部友則

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八千代市国民健康保険条例（平成6年八千代市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第13条第1項中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加える。

第22条第1項第1号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,

000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第2号及び第3号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。

附則第4条中「地方税法第313条第3項」の次に「と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」を加える。

附則第8条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という)を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第13条第1項、第22条第1項及び附則第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和2年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 8 号

八千代市児童会館条例を廃止する条例の制定について
八千代市児童会館条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市児童会館条例を廃止する条例
八千代市児童会館条例（昭和 4 8 年八千代市条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

村上児童会館を廃止することに伴い、条例を廃止いたしたい。

議案第 9 号 令和 2 年度八千代市一般会計補正予算 (第 1 2 号)

議案第 1 0 号 令和 2 年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 1 1 号 令和 2 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 6 号)

議案第 1 2 号 令和 2 年度八千代市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

議案第 1 3 号 令和 2 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議案第 1 4 号 令和 3 年度八千代市一般会計予算

議案第 15 号 令和 3 年度八千代市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 16 号 令和 3 年度八千代市介護保険事業特別会計予算

議案第 17 号 令和 3 年度八千代市墓地事業特別会計予算

議案第 18 号 令和 3 年度八千代市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 19 号 令和 3 年度八千代市水道事業会計予算

議案第 20 号 令和 3 年度八千代市公共下水道事業会計予算

議案第 21 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度八千代市一般会計補正予算（第 11 号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

八千代市長 服 部 友 則

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年2月19日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 石川昭博
住所 千葉県八千代市勝田台南

2